

## 社会教育官のプロソポグラフィ —社会教育行政ネットワークの消長—

京都産業大学 惣脇宏

### 1. はじめに

社会教育官は、文部省の社会教育局および生涯学習局に置かれ、省庁再編後の文部科学省においても、2018年に生涯学習政策局が総合教育政策局に再編されるまで置かれていた専門的官職である。その職務は「社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる」ことであり<sup>1</sup>、都道府県・市町村教育委員会の事務局に置かれる社会教育主事の職務が「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」ことに概ね相当していたと言える。しかし社会教育官は社会教育主事と異なり、本省課長級として運用され<sup>2</sup>、社会教育分野における最高位の専門的官職と考えられていた。

プロソポグラフィは集団伝記研究などと訳される歴史学の方法の一つであり、教育史においては鈴木篤が浩瀚な教育学の発展史を著している<sup>3</sup>。集団伝記の研究は官僚制の分析に適しており、社会教育行政研究においても有益であると考えられる。社会教育官について、プロソポグラフィの基礎となる名簿や履歴を集約したものは存在しないが<sup>4</sup>、本稿は、終戦後から主として社会教育局が生涯学習局に再編される1988年頃までのプロソポグラフィの作成を試みるとともに、そこから見出すことのできる社会教育行政ネットワークの消長について論じるものである。

### 2. 社会教育官

#### (1) 社会教育官の設置と職務

戦前、1929年の社会教育局設置時に8人の社会教育官が置かれ、その職務は社会教育の「指導監督」であった<sup>5</sup>。1942年に社会教育局は廃止され社会教育官は教学官となったが、戦後1945年10月15日に再設置された社会教育局に置かれた教学官は、1946年1月31日に社会教育局視学官となった<sup>6</sup>。本稿では、社会教育官の前身である視学官から取り上げる。

1949年6月1日の文部省設置法施行の際、視学官の設置規定はなくなったが、従前の職員は相当の職員となり同一性をもって存続するものとされた<sup>7</sup>。1952年8月1日に改めて社会教育官が設置され、その職務は「連絡、指導」であった<sup>8</sup>。監督を行ってはならない点で戦前とは根本的に異なるが、このことは制定時の文部省設置法第5条第2項によって明確になっていた。

社会教育局は1988年7月1日に生涯学習局に再編され、社会教育官は引き続き置かれた<sup>9</sup>。2001年1月6日に発足した文部科学省でも生涯学習政策局に社会教育官を置くこととされ、それまで別に定めることとされていた人数が4人とされた<sup>10</sup>。2018年10月16日に生涯学習政策局は総合教育政策局に再編され、社会教育官は廃止され、社会教育課と青少年教育課は地域学習推進課となった。なお、社会教育関係業務の連携を緊密化するとともに社会教育の一層の振興を図るためとして、新たに社会教育振興

総括官が置かれているが、これは他の官職にある者が兼ねる充て職である。

## (2) 社会教育行政ネットワークと社会教育官

社会教育行政のあり方としてネットワーク型行政の推進を提言したのは、1998年の生涯学習審議会答申である。その後2008年の中教審答申を経て、2018年の中教審答申<sup>11</sup>では、新たな社会教育の方向性について、ネットワーク型行政の実質化を図り、社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働することの重要性が指摘された。

このことについて、全国社会教育委員連合は2013年度の文部科学省の委託研究の報告書で、ネットワーク型行政において活動をコーディネートする人材として最もふさわしいのが社会教育主事であることから、社会教育主事の減少への対応策の一つとして、国が都道府県・市町村に社会教育主事の配置を働きかけることや、そのために文部科学省が率先垂範して社会教育官を配置することを提言した<sup>12</sup>。

社会教育主事と社会教育官の役割は類似しているが、地域的かつ直接的な社会教育主事のネットワークが他分野と結びつくときには強い連携となるのに対し、社会教育官のネットワークは国・都道府県間の情報交換が中心となるため、全国的ではあるが間接的なものとなり、中教審答申の社会教育行政ネットワークとは異なる面がある。

## (3) 社会教育官の資格

社会教育官の設置を定めた1952年の文部省組織規程および1953年の文部省設置法施行規則には、社会教育官の選考基準、職務等について別に定める旨の規定があったが、1958年に削除され、選考基準についての根拠規定は存在しなくなった。このことは視学官、教科書調査官なども同様で、教育長、指導主事、校長について免許が廃止され、基本的に教員としての経験を積むことにより養成されるようになったことと共通している。社会教育官の専門性も結局のところ、文部省や教育委員会の専門的職員として社会教育行政経験を積むことによって確保されると考えられるようになったといえる<sup>13</sup>。この点、厚生労働省の医系技官のように、資格が求められ、かつ採用試験がある場合とは大きく異なる。

## 3. 社会教育官のプロソグラフィ

基礎的作業として、まず印刷局編『職員録』の各年版に掲載されている社会教育官の一覧を作成し、次に各社会教育官の略歴を紳士録などで収集することによってプロソグラフィを試作したが、この方法では就退任年月日がわからず、また在任期間が短い者が拾えないため、官報のほか社会教育関係雑誌の人事消息欄や官界通信などによってできる限り補った。しかしこれらに掲載されない場合もあることや、在任期間の短い者には専門的職員とは言えない者も含まれていること、また紙数の関係もあり、本稿では代表的な人物のみ掲載した。

### (1) 占領期から1960年代半ばまで

#### ① 占領期の社会教育局視学官

1946年1月31日以降、社会教育局視学官が発令され、1946年度末の在任者は表1の7人である<sup>14</sup>。

これは学校教育局視学官の13人と比べても充実した人数であり、戦後の社会教育行政は、戦前の社会教育局の機構・定員を復活・活用することにより、専門的官職を重視することができたと言える。

表1 1946年度末における社会教育局視学官在職者（就任順）

氏名 生年	学歴	社会教育官就任以前の主な職	視学官・社会教育官 在任期間	在任 年月	社会教育官退任以後の主な職
伊東正勝 1907年	東大・経・農経	東大学生主事補、東京高等農林 生徒主事・教授、社会教育官、教 学官、陸軍司政官	1946.1.31～1947.8.29	1.07	長崎青年師範校長・長崎大教 授、図書館職員養成所長、国 士館大教授
近藤春文 1907年	東大・文・独文	文部省社会教育局、多賀高等工 業・東京高等工芸生徒主事・教授	1946.1.31～1949.5.31	3.04	文部省職業教育課長、社会教 育施設課長、宗務課長、NHK 学園高教頭、大妻女子大教授
諸井三郎 1903年	東大・文・美学、ベル リン高等音楽院	作曲家、東京高等音楽院講師	1946.1.31～1964.12.31*	19.11	作曲家、都響楽団長、洗足学 園大音楽学部長
駒田錦一 1907年	東大・文・哲	文部省社会教育局、熊本薬専生 徒主事・教授、岡山医大学生主事	1946.3.30～1952.3.31	6.00	国立教育研究所部長、九州 大・大阪大・東京理大教授
小和田武紀 1906年	東大・文・支哲	弘前高教授、松山高教授・生徒主 事、北京大教授	1946.5.25～1957.7.31	11.02	三重県教育長、初中局主任視学 官、史料館長、八戸工科大学長
二宮徳馬 1901年	東大・文・独文	文部省社会教育局、東京高教授	1946.5.27～1963.3.31	16.08	国立社会教育研修所長、女子 社会教育会理事、鶴見大教授
山室民子 1900年	カリフォルニア大	救世軍、日本キリスト教団婦人 局主事	1946.7.8～1949.5.31 1950.8.7～1952.3.31	2.10 1.08	社会教育局社会教育施設課長 評論家、救世軍本営編集長

\*は筆者の推定

占領期の文部省は、幹部職員に学者・文化人が登用されたことが大きな特徴であり、専門的官職である視学官も同様である。中でも諸井三郎は著名な作曲家であり、GHQの民間人登用の考えを背景に、社会教育局長の関口泰に登用されたと本人が述べている<sup>15</sup>。昭和22年度学習指導要領・音楽編（試案）の作成者としても知られる<sup>16</sup>。女性では、社会事業家（救世軍）の山室民子が学校教育局視学官兼務で就任し、女子教育・純潔教育・男女共学を担当した<sup>17</sup>。また表1には載せていないが児童文学者で『赤毛のアン』などの翻訳で知られる村岡花子が視学官待遇の嘱託として登用された<sup>18</sup>。二宮徳馬は旧制高校の独語の教授で訳詞家でもあったが、生徒主事を兼務したほか、以前に文部省社会教育局における行政経験を有していた。「PTA育ての親」と言われ、通信教育の充実にも重要な役割を果たした<sup>19</sup>。旧制高校の漢文の教授から北京大教授となっていた小和田武紀は文部省本省の経験はなかったが、やはり生徒主事の兼務経験がある。1954年編著の『公民館図説』は2008年に復刻版が出された。

伊東正勝、近藤春文、駒田錦一は、高等文官試験を経た法律系官僚と異なり「人文系官僚」と言ってよいであろう。いずれも戦前の文部省社会教育局の行政経験と旧制高等教育機関における教職経験があり、二宮、小和田と極端に異なるものではない。伊東は視学官の後、長崎大学水産学部の創設、次いで図書館職員養成所の充実と図書館短大の創設に当たった。近藤は文部省のパンフレット「父母と先生の会」の作成担当者とされる。退任後はNHK学園高等学校の森戸辰男校長のもとで教頭を務めた。駒田はIFELを担当した後、国立教育研究所の臨時青年教育部長を経て、大阪大学教授に転じた<sup>20</sup>。

この時期の社会教育行政は、民主的な理念を確立・普及することが主眼であり、社会教育官は社会教育研究大会などの研究集会の助言者や講習会の講師などとして活躍した。このことは、国と都道府県と

の間に戦前から存在していたネットワークを活用・拡充したものであったと言える。

また、占領期には教育基本法（1947）、教育委員会法（1948）、社会教育法（1949）が制定された後、図書館法（1950）は CIE から強く後押しがあり、山室が視学官から社会教育施設課長に転じて立案・成立させた。博物館法（1951）は近藤が山室の後任課長として、新たに視学官になった内田英二とともに立案・成立させた。

講和条約発効直前の年度末である 1952 年 3 月時点では、諸井、駒田、小和田、二宮、山室に瀧本邦彦、内田英二、白井亨一を加えた 8 人が視学官であった。この 8 人による社会教育局視学官座談会「社会教育の前途を憂う」が『社会教育』1952 年 4 月号に掲載されている。

以上のほか、社会教育局視学官の経歴のある者は、宮原誠一、彦坂春吉、高橋真照と、兼務の関口隆克が確認できる<sup>21</sup>。

## ②占領期間終了後 1960 年代半ばまでの社会教育官

独立後、1952 年 8 月に視学官から社会教育官になった者は、諸井、二宮、小和田、白井（54 年まで）、瀧本（53 年まで）の 5 人である。また、近藤唯一が 52 年 8 月に、高橋真照が 2 度目の社会教育官に 54 年 3 月に就任した。近藤唯一は戦前に社会教育行政の経験があり、占領期の社会教育についても深く研究している<sup>22</sup>。高橋真照は、田沢義舗と下村湖人による青年団講習所の出身で戦前の社会教育行政経験者であり、戦後の社会教育は「戦時中の条件を払拭して…大正デモクラシーの時にかえす」ことであったと述べている<sup>23</sup>。

表 2 諸井三郎のほか 1965 年までに主任社会教育官を務めた者

氏名 生年	学歴等	社会教育官就任以前の主な職	社会教育官在任期間 (主任就任時期)	在任 年月	社会教育官退任以後の主な職
高橋真照 1910 年	東大・農・農経 青年団講習所	秋田県社教課、満州移住協会、文 部省体育官 (文部職員労働組合委員長 <sup>24</sup> )	1947.5.23～1949.5.30	2.00	大臣官房福利課長、社会教育局社 会教育課長、管理局福利課長
			1954.3.27～1966.5.15* (1965.1.1)	13.02 (0.50)	オリンピック記念青少年センター 理事、日本学校安全会監事、淑徳 大学長
近藤唯一 1901 年	東大・文・教育	文部省社会教育局、千葉県社会教 育課長、文部省図書監修官、調査 普及局刊行課長	1952.8.1～1963.3.31* (1957*)	10.06 (6.00)	公明選挙連盟常務理事、社会教育 協会常務理事

\*は筆者の推定

1960 年代半ばまでの主な社会教育官は、諸井、二宮、小和田、近藤、高橋の 5 人であり、占領期との継続性が極めて高い。1953 年に社会教育官の中から 1 人を主任社会教育官とすることができる制度ができ、近藤、諸井、高橋の順で主任社会教育官を務めている。

なお社会教育局には、体育局再設置（1958 年 4 月）まで体育課が置かれ、西田泰介が体育課長から社会教育官（1955.9～58.5）を経て体育局体育官に、また、文化局設置（1966 年 4 月）まで芸術課が置かれ、国立西洋美術館設置の関係で宇野敏郎が芸術課長から在仏大使館一等書記官に出向し、帰国後に社会教育官（1963.2～67.1）を経て同美術館事業課長になるなどの事例もある。



### ③占領期から1960年代半ばまでの特徴

表1・2に掲げた9名とも1900～1910年生まれでほぼ同世代であること、山室を除いて東京帝国大学卒業であるが、文学部卒が中心であったこと、小和田を除いて戦前に何らかの社会教育・社会教育行政に関わり、退任後も社会教育に何らかの形で関わっていたことである<sup>25</sup>。

当時の社会教育官と本省課長は相互に交代することがあった。近藤春文が視学官から職業教育課長を経て社会教育施設課長、山室民子が視学官から社会教育施設課長を経て再び視学官、高橋真昭が社会教育官から福利課長、社会教育課長、再度の福利課長を経て再び社会教育官、近藤唯一が調査普及局刊行課長から社会教育官、などである。このような人事は1970年代まで見られる<sup>26</sup>。

また、1960年代までの視学官・社会教育官は、課長と同様、ほとんどが東京大または東京、広島の大卒であったが、法学部卒は白井と内田の2人で、高等文官試験合格者は内田だけである。文部省は高等文官試験合格者の人気は低かったが、1949・54・59年の課長以上の東大出身者の比率は95.7%と各省の中で最も高い<sup>27</sup>。これは次官・局長級まで昇進するのが基本的に高等文官試験に合格した法律系官僚であるのに対し、文部省では、東大文学部卒を中心とする人文系官僚が課長級の多くを占めていたためと考えられる。また、このころまでの文部省幹部の約1/3には教職経験があり<sup>28</sup>、この比率は視学官・社会教育官はより高い。戦前から戦後しばらくの間は、文部省と官立学校教官との人事異動は頻繁であり、現在の教育委員会と公立学校との関係と類似した関係であった<sup>29</sup>。

## (2) 大学教員出身の社会教育官

新制大学の教員から文部省に転じて社会教育官を務めた者は、表3の6人であると思われる。本稿では人文系官僚に対して「研究系官僚」と呼ぶこととする。

藤原英夫は戦前には中等学校や大学の教員であったが、戦後、出身地の青年団などから町長に推され、また県教委社会教育課の前身の課長などを務めて社会教育との関係を深め、九州大助教授から社会教育官および主任社会教育官を務めた。斎藤伊都夫はへき地教育研究から視聴覚教育を専門とし、岡山大助教授から文部省視聴覚教育課を経て社会教育官および主任社会教育官を務めた。教育社会学者の新堀通也は、社会教育局長の木田宏（後に事務次官）に招かれ、広島大助教授から社会教育官に就任し、社会教育審議会の1971年答申の案文を作成したことで知られる。諸岡和房は九州大助手時代にマンチェスター大で成人教育を研究し、帰国後、国立社会教育研修所専門職員などを経て、社会教育官を務めた<sup>30</sup>。

以上の4人に対し、迫田哲郎は入省後、県教委への出向など国家公務員試験上級職合格者（以下キャリアと呼ぶ）とほぼ同様の経歴を経て、専門家のポストである国立社会教育研修所主幹を務め、青年の家所長転出前の2か月間、社会教育官に在任した。

10年以上後、生涯学習局社会教育官の瀬沼克彰が大学教員出身である。余暇社会は生涯学習政策の重要な背景の一つであったが、瀬沼は余暇研究の第一人者として、日本能率協会や日本労務研究会、日本観光協会など幅広いネットワークを持っていた。社会教育官退任後は、宇都宮大生涯学習教育研究センター副センター長と桜美林大生涯学習センター長を務め、日本余暇学会会長でもあった。

大学教員の登用については、中教審四六答申の「教育者・研究者・行政担当者の協力による研究開発を、強力に推進できる体制を確立すべき」との提言の背景にある考え方が実行されたものと考えること

ができる<sup>31</sup>。近藤唯一は「社会教育官の職務の実態は、事務の本流に属することなく…学問的な指導助言にあった」と書いているが<sup>32</sup>、新堀も社会教育官室の雰囲気や「いわゆる事務的な仕事はなく、研究室兼サロンといった趣きがあり…私にとって、違和感はなかった」と述べており<sup>33</sup>、社会教育官は、研究者と行政担当者との人事交流の場として相応しいと考えられるが、このような人事は続かなかった。これは、行政側では定員の制約の中で即効的な事業や政策の展開を行うためには行政官の方が適していること<sup>34</sup>、大学側も帰任後のポストの確保の問題や、業績審査の確立により研究論文の生産が優先されるようになるなどの事情があると考えられ、文部科学省の他局課の専門的官職も同様の状況であろう。

行政が研究知見を得るためには、個別のヒアリングや調査研究協力者会議などのほか、公式には審議会、直接には国立教育政策研究所があるが、行政内に研究者がいることは他の方法よりも暗黙知の共有や人脈の構築などに優れていると考えられるが、上記の問題などから継続できなくなったと言える。

表3 大学教員出身の社会教育官

氏名 生年	学歴	社会教育官就任以前の主な職	社会教育官在任期間 (主任就任時)	在任 年月	社会教育官退任後の主な職
藤原英夫 1911年	京都大・文・哲学	私立北京輔仁大学／横田町長、島根県教委文化課長、福岡女子大、九州大助教授	1963.10.1～1968.3.31* (1966.5.16)	4.06 (1.10)	奈良女子大教授、大阪大教授、甲南女子大教授
斎藤伊都夫 1916年	東京文理大・教育	岡山大助教授、文部省社会教育局視聴覚教育課専門員	1968.4.1～1975.9.30 (1971.4.1)	6.06 (3.06)	国立室戸少年自然の家所長、淑徳大教授
新堀通也 1921年	広島文理大・教育	広島大助教授	1968.5.1～1971.3.31	2.11	広島大助教授、同教授、武庫川女子大教授
諸岡和房 1930年	九州大院・教育	九州大助手、日本ユネスコ国内委員会事務局、国立社会教育研究所専門職員	1971.4.1～1976.3.31	5.00	九州大助教授、同教授、英国暁星国際大学長
迫田哲郎 1922年	九州大・文	九州大助手、文部省初中局、茨城県教委指導課長、名工大学生部次長、婦人教育課課長補佐、国立社会教育研修所主幹	1976.4.1～1976.5.31	0.02	国立能登青年の家所長、神戸女子短大教授
瀬沼克彰 1938年	青山学院大院・教育	日本余暇文化振興会主任研究員、東京家政学院短大助教授	1988.4.1～1991.10.31	3.06	宇都宮大助教授、桜美林大教授、日本余暇学会会長

\*は筆者の推定

### (3) 国立社会教育研修所と国立青年の家の創設

#### ①国立社会教育研修所長と社会教育官

1965年に国立社会教育研修所が創設されたことは社会教育行政の画期であった。それまで社会教育関係職員の研修は、専門的・技術的な指導・助言の一環として文部省本省により実施されていたが、2週間の社会教育主事研修が始まると、独立した研修施設の必要性が高まった。

戦後17年間にわたり視学官・社会教育官を務めた二宮徳馬が初代所長(65.7.1～68.6.14)となり、研修の高度化という目標を掲げ、福島県教育委員会から文部省に転じた湯上二郎が主幹(1965.7.1～1970.5.31)として、4週間の社会教育主事研修をはじめ、さまざまな研修を精力的に企画・実施した。多数の受講生が集まり、全国の社会教育関係者のネットワークを形成するのに大きな役割を果たした。

第2代所長(68.6.15～70.2.28)は元視学官・社会教育官(1951.6～1955.3)の白井亨一、第3代所長の林部一二は、1947年広島文理大学教育卒、文部省入省後は特殊教育課長はじめ初等中等教育が中心であったが、1967年社会教育課長、1969年同局審議官の後、1970年に国立社会教育研修所長(併)社

会教育官（70.7.1～72.3.31）。退官後、帝京大教授。人文系官僚と言え、著書に『学校教育と社会教育』などがある。第4代は人文系、第5代は法律系の官僚であったが、第6代所長は主幹を務めた後、社会教育官を経て審議官になった湯上二郎である。その後はキャリア官僚が所長を務め、研修所は特殊法人国立教育会館に統合される（1986年7月～2001年1月まで）。

なお、国立社会教育研修所の初期に産業界との連携があったことは、現在とは状況が異なるものの、社会教育行政ネットワークの観点から捉え直す価値があるように思われる<sup>35</sup>。

## ②国立青年の家所長と社会教育官

青少年教育については、1955年に青少年教育施設整備費補助が開始され、59年に国立中央青年の家が設置され、62年には社会教育局に青少年教育課が設置された。以後次々と国立青少年教育施設が設置され<sup>36</sup>、青少年教育が飛躍的に充実した。後年、青少年教育関係者によって学社連携論から学社融合論が出されることになる。

初期の国立青年の家所長には都道府県教育長が登用された。奈良県教育長の足立浩<sup>37</sup>が1960年9月に社会教育官併任で国立中央青年の家所長<sup>38</sup>に就任した（70年3月まで）。次いで佐賀県教育長、出納長を歴任した坂井隆治が63年9月に社会教育官、10月に国立第二（阿蘇）青年の家初代所長、70年4月から足立の後任所長となった（72年3月まで）。また、和歌山県教育長の光定道次が66年7月から翌3月まで社会教育官を務め、国立大学事務局長を経て76年7月に国立三瓶青年の家所長となった（81年4月まで）。これらは国立青年の家に高い教育理念を与えるとともに、都道府県とのネットワークの構築を意識した人事であったと考えられる<sup>39</sup>。足立浩は1990年に『青年共同宿泊研修の源流』を、光定道次は1978年に『第二の学校』を著している。しかし、このような人事は長くは続かなかった。

その後、社会教育官を含む専門職から所長になる例もあるが、文部省の課長や国立大学事務局長などから青少年教育施設の長になることが多くなる。その際、社会教育官に短期間在任した上で所長になる場合もあるが、社会教育官の職務に従事したとは言えないであろう。

なお、1961年設置の社会教育局婦人教育課（現在の総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）および1977年設置の国立婦人教育会館（現在の独立行政法人国立女性教育会館）にも専門職の配置はあるが、社会教育官との関係では、表3の迫田のように婦人教育課を経て社会教育官を短期間務めた者のみである。

## （4）都道府県教育委員会出身の社会教育官

1960年代半ば以降には、都道府県・市町村教育委員会の社会教育行政から文部省社会教育局各課の専門職員（係長級）や専門員（課長補佐級）、あるいは国立社会教育研修所の専門職員や教務課長、また国立青少年教育施設の事業系（指導系）職員や事業課長へ転任・歴任し、社会教育の専門を高める人事ルートが構築され、その中から社会教育官になる者が現れる。表4には、社会教育局社会教育官に就任した者のうち、2年以上在任した9名を就任順に掲げた。9人とも最終的には大学教授として社会教育のネットワークの充実に貢献している。

初期の日高、中島は、1960年代半ばまでに視学官・社会教育官になった人文系官僚と世代的にほぼ

同じで、経歴も類似している。日高は社会教育主事の職務をプランナー、プロデューサー、プロモーターとする3P論で知られる<sup>40</sup>。中島俊教の主著は1969年の『これからの公民館』であろう。

次の湯上、本家、俵谷と最後の福留は、新製の公立学校教員から教育委員会に転任している。これは教育委員会の事務局職員の多くが教員出身者で占められていることを反映している。湯上は前述のように創設期の国立社会教育研修所の基礎を作り上げた<sup>41</sup>。

伊藤、加藤は大学卒業後に直接、市町の教育委員会に採用されている。これは大学で社会教育を専攻して資格のある者を社会教育主事として専門職採用する市町村が少数ながらあるためである。多くの自治体でこのような採用が行われていないのは、公務員試験による採用が原則であることと、専門職採用後の異動や処遇が難しいことにある。

表4 都道府県から文部省へ転任して社会教育局社会教育官に就任した者（2年以上の在任者のみ）

氏名、生年	学歴	社会教育官就任以前の主な職	社会教育官在任期間 (主任社教官就任)	在任 年月	社会教育官退任後の主な職
日高幸男 1913年	九州大・法 文	宮崎県社会教育課長、国立教育研究所青少年教育部指導室長、文部省社会教育課、青少年教育課	1965.1.1～1971.3.31 (1970.4.1)	6.03 (1.00)	早稲田大教授
中島俊教 1909年	東京大・文・ 国文	愛知県社会教育主事、社会教育課長、文部省社会教育施設課、社会教育課	1967.4.1～1970.3.31 (1969.7.1)	3.00 (0.09)	駒沢大学教授
湯上二郎 1922年	東京文理大	公立学校教員、福島県教委行政課・社会教育課、文部省初中局、青年の家課長、体育局・管理局課長補佐、国社研主幹	1970.6.1～1977.1.31 (1975.10.1)	6.08 (1.04)	社会教育局審議官、国立社会教育研修所長、学徒援護会理事長、大正大学教授
本家正文 1922年	広島高等師 範	公立学校教員、広島県教委指導主事、社会教育課長	1972.3.1～1977.3.31	5.01	国立乗鞍青年の家所長、国立江田島青年の家所長、安田女子大教授
高村久夫 1930年	東京大・教 育	東京都教育研究所、文部省視聴覚教育課専門職員・専門員	1977.4.1～1988.3.31	11.00	日本国際教育協会、流通経済大学教授
俵谷正樹 1926年	京都大・法	公立学校教員、新潟県教委社教主事、国立社会教育研修所教務課長・主幹	1977.10.1～1981.11.30	4.02	兵庫教育大教授
伊藤俊夫 1930年	東京教育大	前橋市教委、群馬県教委、文部省社教局青少年教育課、同補佐、社会教育課長補佐	1977.10.1～1981.9.15	4.00	文部省青少年教育課長、津山高専校長、東京家政大教授
加藤雅晴 1936年	早稲田大・ 教育	町教委 <sup>42</sup> 、国立阿蘇青年の家、国立中央青年の家、国社研教務課長	1985.4.1～1987.9.30	2.06	国立夜須高原少年自然の家所長、川村学園女子大教授、全日本社会教育連合会理事長
福留強 1940年	鹿児島大・ 教育	公立学校教員、鹿児島県教委、国社研専門職員、同教務研修課長	1987.4.1～1993.3.31	6.00	九州女子大教授、聖徳大教授

湯上は、社会教育だけでなく地方教育行政、体育・スポーツ、私学助成まで担当し、審議官に昇進して国立社会教育研修所の6代目の所長になり、退職後は外郭団体の理事長を務めている。伊藤は社会教育局のみの経歴であるが、スタッフ職である専門職員だけでなく、ライン職である課長補佐を経験している。このように課長以上に昇進するためにはジェネラリストであることが必要とされているように思われ、スペシャリスト（専門家）が行政組織内で十分な処遇がなされていないという問題がある。

なお、福留が退官後1999年から、全国生涯学習市町村協議会（2023年度は50市町村が会員）を組織して世話人を務めていることは、ネットワークの観点から特筆すべきことであると思われる。

(5) 生涯学習局設置以降

①生涯学習局

1988年7月の生涯学習局設置以降に都道府県教委の社会教育行政経験者が文科省に転任し、2年以上社会教育官に在職した者は2人で、2人とも市町で社会教育主事として専門職採用されている。しかしその後、都道府県教委は、社会教育官には3年程度出向させ帰任後に自組織の幹部に登用する方針をとるようになり、このような例が2人（いずれも教員出身）ある（生涯学習政策局になってから1人）。

他方、社会教育団体の職員から社会教育官に登用された者が1人、国立の社会教育施設に直接採用された後、国立社会教育研修所や社会教育局・生涯学習局を経て社会教育官に登用された者も1人いる。2人とも2年以上在任し、退任後は国立青少年教育施設の所長などを経て、独立行政法人の役員に就任しているが、その後、このような例は見られなくなった。

このほか図書館の情報化の関係で、国立大学附属図書館から学術国際局図書館情報課を経て、また、上級職（数学）から学習情報課を経て社会教育官になった者が各1人いる。また情報リテラシーの関係で、学術情報センターの研究者3人が併任社会教育官になっている。

②生涯学習政策局

2001年1月に文部省生涯学習局は、文部科学省生涯学習政策局に改組され、旧文部省大臣官房の政策課と調査統計課が生涯学習政策局の政策課と調査企画課となった。生涯学習政策局は省全体に関わる中央教育審議会や教育白書、調査統計や外国調査などを所管する一方、生涯学習政策自体は退潮する<sup>43</sup>。

2001年1月の生涯学習政策局発足時には、法務省出身で総理大臣官房男女共同参画室長経験者が主任社会教育官に就任し（2003年7月まで）、2003年8月に内閣府男女共同参画局長に就任したことは、男女共同参画学習の推進の観点から意義があったと思われる。しかしながら、それ以降は本省課長が主任社会教育官となり、充て職の生涯学習総括官を命課されて局次長的な仕事を担当するようになり、主任社会教育官の職名もほとんど使われなくなった。

一方、国立教育会館社会教育研修所は国立教育政策研究所社会教育実践センターとなり、センター長は、文科省職員から社会教育官になった者が併任するようになった。この中から3人が社会教育学・生涯学習論担当の大学教員になっている。

最終的に2018年10月の総合教育政策局設置の際、社会教育官4人は教育企画調整官4人に振り替えられた。これは省庁再編の際にとられた、政策の企画立案機能と実施機能の分離の考え方と関連があると考えられる。すなわち、社会教育の総合行政化を反映して本省は政策立案に特化することとなって専門家を内部に置く必要はなくなり<sup>44</sup>、他方、専門家は国の施設等機関である国立教育政策研究所の所属となり、社会教育については同研究所のセンターのセンター長や社会教育調査官として置かれることとなったものと言える。

4. 考察

社会教育官のプロソポグラフィを要約すると次のように言えるであろう。①戦後の社会教育行政は、

視学官・社会教育官に就任した文化人を含む「人文系官僚」によって、民主的な理念の確立と普及が図られた。②1960年代半ばから1970年代半ばにかけて大学教員から「研究系官僚」として社会教育官登用が行われ、大学と行政とのネットワーク構築が試みられたが持続しなかった。③また、都道府県から社会教育主事経験者をはじめとする社会教育行政担当者が「教育系官僚」として登用された。特に1959年に始まる国立青少年教育施設の整備と1965年の国立社会教育研修所の設置は社会教育行政の画期となり、一旦は「教育系官僚」のキャリアパスが成立し、国と地方とのネットワークが強化された。④社会教育官の多くは、退職後に大学教員となり、ネットワークが拡充された。⑤1990年代以降、社会教育行政は後退し、社会教育官への専門家登用も減少した。生涯学習政策も後退するとともに総合教育政策の必要が高まり、社会教育官は廃止されるに至った。

社会教育官の専門性については、社会教育主事などと同様<sup>45</sup>、実際の職務や他の職員との交流・議論等を通じて獲得すると考えられていたと言えるであろう。特に社会教育官を最も多く輩出した「教育系官僚」については、社会教育主事または教員の資格で都道府県・市町村の社会教育行政に従事した経験に基づいて専門性を高めたということになる。

ネットワークの観点からは、初期の社会教育研修所や余暇研究において産業界との連携があったことや、生涯学習によるまちづくりで市町村長とのネットワークがあったこと、また学社融合論を生み出したことには意義がある。しかし社会教育官のプロソグラフィから見えるネットワークは人事交流によるものであり、大学とは一時的な試みに終わり、都道府県とは盛んに行われたものの、次第に細くなり社会教育官の廃止に至ったと言わざるを得ない。人事システムから見ると、国、都道府県とも試験採用が原則となり、①専門的官職に相応しい人文系官僚の採用が戦後間もなくなってきたこと、②研究系官僚は定着しなかったこと、③次の段階として、都道府県・市町村における社会教育主事の専門職採用が少なくなったこと、④さらに、都道府県から文部省への転籍も次第になくなり、3年程度の出向になったこと、⑤文部官僚の中から専門家を養成する方法もほとんど取られなかったことが挙げられる。

機構・定員の観点からみると、戦前の教学局教学官を活用した面では継続であるが、人はほとんど入れ替えられた面では戦前と断絶している。また、この定員が当初の8人から次第に削減されて4人となり、最終的に廃止されたことは、社会教育行政の縮小・後退と総合教育行政へのシフトの現れの一つと言えるであろう。

## 5. おわりに

本稿は、社会教育官の経歴を中心に取り上げたものであり、それぞれの社会教育論やネットワークの態様には立ち入っていないが、社会教育官は健筆家が多く、社会教育の在り方について、数多くの著書、雑誌論文等が書かれている。今後の課題として、これらを整理することも意義があると思われる。また社会教育官はスタッフ職であるが、公民館が社会教育課長の寺中作雄の構想であったように、政策の立案、決定、実施を担当するライン職である局長・審議官・課長との関係を明らかにすることも必要であろう。なお、スタッフ職である社会教育官は、ラインとスタッフが未分化とも言える社会教育主事と比べて専門性がより尊重されていたと言えるが、定員の制約などによるスタッフのライン化の趨勢が更に強かったため、廃止につながったと考えられる。

このほか、本稿のような分析を、他分野の専門職に適用することも考えられる。

<sup>1</sup> 2018年文部科学省令第31号による改正前の文部科学省組織規則第15条第2項。

<sup>2</sup> ただし、遅くとも国家公務員法に基づく標準的な官職を定める政令の施行（2009年4月1日）以降の社会教育官は、本省課長補佐級となっている（人事院指令13-112 平成25年11月13日判定）。主任社会教育官は課長級となっている。

<sup>3</sup> 鈴木篤（2023）『日本における教育学の発展史—教員の集合的属性に着目したプロソポグラフィ—』九州大学出版会。

<sup>4</sup> 渡部宗助（2003）『資料 文部省の機構と人事（1945～1970）』国立教育政策研究所、は本省課長級以上職員の就退任年月日を記載しているが、視学官、社会教育官などの専門的官職は含まれていない。

<sup>5</sup> 1929年勅令第217号による改正後の文部省官制第7条の2。その後、定員は増員されている。

<sup>6</sup> 1946年勅令第60号による改正後の文部省官制第15条。

<sup>7</sup> 文部省設置法（1949年法律第146号）附則第2項但書。

<sup>8</sup> 文部省組織規程（1952年文部省令第19号）第32条。この規定は文部省設置法施行規則（1953年文部省令第2号）第17条に引き継がれた。

<sup>9</sup> 1988年文部省令第28号による改正後の文部省設置法施行規則第7条の4。

<sup>10</sup> 制定時の文部科学省組織規則（平成13年文部科学省令第1号）第15条。

<sup>11</sup> 中央教育審議会（2018）「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（答申）。

<sup>12</sup> 一般社団法人全国社会教育委員連合（2014）『コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する研究課題（研究報告書）』。なお、この報告書が文科省によって考慮された形跡はない。

<sup>13</sup> しかし、後には社会教育行政の経験がない者が社会教育官に発令される例が増加する。

<sup>14</sup> 戦前に教学官であって戦後に社会教育局教学官となった者は伊東正勝を除いて退任した。

<sup>15</sup> 諸井三郎（1968）「占領下の文部省音楽行政」『音楽教育研究』164-6頁。

<sup>16</sup> 木村信之（1993）『昭和戦後 音楽教育史』音楽之友社、36-38頁。

<sup>17</sup> 山本和代「山室民子—社会教育実践者としての生涯」全日本社会教育連合会編『社会教育論者の群像』237-250頁。

<sup>18</sup> 村岡花子（1956）「青少年と純潔教育—メモふうを書く—」『青少年問題』3(8)6-12頁。

<sup>19</sup> 成田久四郎編著『社会教育者事典 増補版』409-412頁、俵谷正樹（1983）「二宮徳馬」全日本社会教育連合会編『社会教育論者の群像』251-261頁。

<sup>20</sup> 駒田錦一（1986）「社会教育私史」1～3『月刊社会教育』30(8)85-90頁、30(9)88-93頁、30(10)84-89頁、立田慶裕（2011）「<新「社会教育論者の群像」～社会教育を支えた人たち～第8回>駒田錦一—青年教育の実践と研究、国際比較研究の先達者」『社会教育』66(4)42-45頁。

<sup>21</sup> 宮原誠一は社会教育局調査課長から46年3月視学官、5月依願免、49年8月から東大。彦坂春吉は森戸辰男文部大臣の秘書官から48年10月に視学官（51年7月まで）、52年8月視聴覚教育課長。高橋真照は後述。関口隆克は48年7月学校教育局視学官（社会教育局兼務）、50年6月調査普及局長。

<sup>22</sup> 近藤唯一他（1954）「共同研究 戦後における社会教育の発展」『社会教育』9(6)50-80, 89-96頁。

<sup>23</sup> 高橋真照他（1965）「座談会 戦後20年の回顧と展望」『社会教育』20(7)14頁。

- <sup>24</sup> 高橋は視学官在任中も委員長で、全国官庁職員労働組合協議会副委員長等も務めた。
- <sup>25</sup> 文化庁の母体の芸術課と著作権課が社会教育局にあり、諸井は主に音楽と著作権を担当。山室民子の救世軍における社会事業は広義の社会教育といえるであろう。村岡花子は戦前ラジオ番組を持っていた。
- <sup>26</sup> 2003年以降の主任社会教育官は本省課長が就任するようになるが、後述のように性格が異なる。
- <sup>27</sup> アキラ・クボタ著、福井治弘訳（1972）『高級官僚』福村出版、93頁。
- <sup>28</sup> 文部省の当時の幹部は、官職以外の職歴を持つ者の割合が各省の中でとび抜けて高く、大学や学校と文部省との間に行われる頻繁な交流を反映している（クボタ前掲119頁）。
- <sup>29</sup> その後、文部省と国立大学との人事交流は事務職員に限られるようになる。
- <sup>30</sup> 大島まな（2010）「<新「社会教育論者の群像」～社会教育を支えた人たち～第7回> 諸岡和房先生—世界的視野で灯火を求め続けた比較成人教育論者」『社会教育』65(12)、46-49頁。
- <sup>31</sup> 四六答申をまとめた官房審議官の西田亀久夫自身が大阪学芸大学の助教授から文部省に転じており、本稿で言う研究系官僚である。
- <sup>32</sup> 近藤唯一（1963）「これがご縁というものか—私と社会教育」『社会教育』18(6)、36-39頁。
- <sup>33</sup> 新堀通也（1973）「社教審答申の思い出」『社会教育』28(10)、64-65頁。
- <sup>34</sup> 政策研究大学院大学（2003）『木田宏 [元文部事務次官] オーラルヒストリー 上巻』86-88頁。
- <sup>35</sup> 藤原英夫（1988）「生涯教育と臨教審答申」『教育行財政研究』15、201-204頁。
- <sup>36</sup> 1976年までに13の国立青年の家が設置され、1975年から1991年までに14の国立少年自然の家が設置。またオリンピック記念青少年総合センターは1965年に体育局所管で発足し、1977年に社会教育局に移管。現在、これらは統合されて独立行政法人国立青少年教育振興機構となっている。
- <sup>37</sup> 坂口順治（2011）「<新「社会教育論者の群像」～社会教育を支えた人たち～>第10回『青少年教育の指導理念』—『青年の家』の源流を創った人 足立浩氏—」『社会教育』66(8)、46-50頁。
- <sup>38</sup> 国立中央青年の家の初代所長は元社会教育官の西田泰介である（59年8月から60年6月まで）。
- <sup>39</sup> このほか長崎県教育長の長田足穂が国立第三（磐梯）所長に、岐阜県教育長の花岡博が国立第四（大雪）所長に初中局視学官を経て就任している。
- <sup>40</sup> 日高幸男（1986）「社会教育私史」1～3『月刊社会教育』30(1)78-83頁、30(2)86-91頁、30(3)82-87頁、吉川弘（2010）「<新「社会教育論者の群像」～社会教育を支えた人たち～第2回> 日高幸男先生と社会教育主事の職務3P論」『社会教育』65(2)、42-45頁。
- <sup>41</sup> 蛭田道春（2010）「<新「社会教育論者の群像」～社会教育を支えた人たち～第3回> 湯上二郎先生の足跡と社会教育論」『社会教育』65(4)、42-48頁。
- <sup>42</sup> 町名は不明。加藤雅晴（2003）「エッセイ 『社研』と私」『社研通信第3号 2003/12/15』  
(<https://www.nier.go.jp/jissen/backnumber/dai3gou.htm>)。
- <sup>43</sup> 市川昭午（2021）『教育改革の終焉』はあとがきで、過去30年の教育改革をめぐる論点に関して「生涯学習論が殆ど姿を消してしまっている」と述べている（575頁）。
- <sup>44</sup> ただし、本省の生涯学習推進課には非常勤の生涯学習調査官を置くことができるとされている。その職務は調査のみならず、指導及び助言に当たることである（文部科学省組織規則第21条の2）。
- <sup>45</sup> 遠藤和士（2004）「社会教育における『職員の専門性』概念の考察（1）」『大阪大学教育学年報』第9号、163-170頁。



## Prosopography of Supervisors for Social Education: Trends in Network of Social Education Administration

Hiroshi SOWAKI

This paper attempts to create a prosopography of Supervisors for Social Education that were placed in the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology from the end of the war until 2018, and discusses the changes in the network of social education administration.

From the prosopography produced, it may be said that the professional administration of social education in the postwar period developed as follows: 1) The postwar social education administration was led by those who had majored humanities, including cultural figures who were appointed as Supervisors for Social Education, to establish and spread the idea of a democratic system. 2) From the mid-1960s to the mid-1970s, Supervisors for Social Education were promoted from university faculty members, and attempts were made to build a network between universities and government, but this did not last. 3) Moreover, prefectural social education officers were also appointed as Supervisors for Social Education. In particular, the development of national youth education facilities beginning in 1959 and the establishment of the National Training Institute for Social Education in 1965 marked a milestone in social education administration. These initiatives shaped the career paths of social education officers and strengthened the network between national and local governments. 4) Many of the Supervisors for Social Education became a university faculty after their retirement, expanding the network. 5) Since the 1990s, social education administration and lifelong learning policies have regressed and the need for a comprehensive education policy has increased, leading to the abolition of the Supervisors for Social Education in 2018.